

産婦健康診査及び1か月児健康診査の実施について

1 目的

(1) 産婦健康診査

母体の身体的機能の回復、授乳状況及び心の健康状況などを把握し、産後うつ予防や乳児への虐待予防などを図るため、都内共通受診票方式により実施する。また、里帰りなどにより受診票を使用できずに自費で受診した場合などについても助成する。

(2) 1か月児健康診査

疾病の早期発見など乳児の健康の保持及び増進を図るため、都内共通受診票方式により実施する。また、里帰りなどにより受診票を使用できずに自費で受診した場合などについても助成する。

2 内容

(1) 対象者

ア 産婦健康診査

原則、産後2か月以内の産婦

イ 1か月児健康診査

原則、生後28日から生後41日までの乳児（出生日を0日目とする。）

(2) 助成上限額

ア 産婦健康診査

1回あたり5,000円まで（計2回まで）

イ 1か月児健康診査

6,000円まで

(3) 開始時期

令和8年10月（予定）

3 周知方法

母と子の保健バッグへ案内及び受診票を同封する。また、すでに妊娠届を届出済みの方で対象となる世帯には、別途郵送により案内を行う。